

# 愛知県障害者差別解消推進条例の概要

この条例は、平成28年4月施行の障害者差別解消法の趣旨を、広く県民の皆様に周知し、県民各層の差別の解消推進への気運を高めていくとともに、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として、基本理念を定め、その下に、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。

## 1 基本理念

次の4つを基本理念として定めています。

- ◆ 全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを旨とすること。
- ◆ 全ての障害者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨とすること。
- ◆ 障害を理由とする差別の多くが障害者に対する理解の不足から生じていること及び誰もが障害者になる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。
- ◆ 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと。

## 2 県、県民、事業者の責務

### 県の責務

- ・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施する。
- ・市町村と連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組む。

### 県民の責務

- ・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努める。





### 事業者の責務

- ・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努める。
- ・主務大臣が定める対応指針に即した適切な対応に努めること。

## 3 差別の禁止

障害者差別解消法の規定に合わせ、障害を理由とする差別の禁止について、次のように定めています。

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 <b>禁止</b> 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 <b>法的義務</b> 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 <sup>(注)</sup> <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	 <b>禁止</b> 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 <b>努力義務</b> 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

## 4 県の主な取組

### 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

・障害者等からの障害を理由とする差別に関する相談に応じ、紛争の防止等を図ることができるよう、相談に対応するための窓口<sup>\*</sup>を設置する等必要な体制の整備を図ります。また、市町村が実施する相談業務を支援していきます。

### 障害者差別解消支援地域協議会の設置

・法で任意設置とされている地域の関係機関等による協議会を組織し、必要な情報の交換、相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議を行います。

### 啓発活動

・障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、啓発活動を行います。

### 助言、あっせん又は指導等

・不当な差別的取扱いを受けた障害者等からの求めにより、知事が事業者への助言、あっせん、指導等を行います。また、知事がこれらを実施するに当たり、必要に応じて意見聴取を行うための調整委員会を設置します。

### 職員対応要領の制定

・法では努力義務とされている、県が事務事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の禁止に関して職員が遵守すべき要領の策定を、法には規定のない地方公営企業も含めて義務付け、その遵守を規定しています。

## 5 施行日

### 公布の日（平成 27 年 12 月 22 日）

ただし、職員対応要領の規定は、平成 28 年 1 月 1 日

事業者における障害を理由とする差別の禁止及び助言あっせん又は指導等の規定は、平成 28 年 4 月 1 日

### <相談窓口<sup>\*</sup>>

差別は、教育、医療、公共交通、行政の活動など、幅広い分野で発生する可能性があることから、県においては、既存の相談窓口（障害福祉課のホームページに掲載）すべてで対応することとしています。（県職員の行った差別的取扱いに関する相談窓口：障害福祉課のホームページに掲載）

また、市町村を支援する広域相談窓口を次のとおりとします。

所管地域	対象	
	身体・知的	精神
尾張	尾張福祉相談センター（名古屋市中区三の丸 2 - 6 - 1） 電話：052-961-7211 F A X：052-961-7288	精神保健福祉センター （名古屋市中区三の丸 3 - 2 - 1） 電話：052-962-5377 F A X：052-962-5375
海部	海部福祉相談センター（津島市西柳原町 1 - 1 4） 電話：0567-24-2111 F A X：0567-24-2229	
知多	知多福祉相談センター（半田市宮路町 1 - 1） 電話：0569-22-3939 F A X：0569-31-0131	
西三河南部	西三河福祉相談センター（岡崎市明大寺本町 1 - 4） 電話：0564-23-1211 F A X：0564-27-2816	
西三河北部	豊田加茂福祉相談センター（豊田市元城町 3 - 1 7） 電話：0565-33-2211 F A X：0565-33-2212	
東三河北部	新城設楽福祉相談センター（新城市字中野 6 - 1） 電話：0536-23-8051 F A X：0536-23-7367	
東三河南部	東三河福祉相談センター（豊橋市八町通 5 - 4） 電話：0532-54-5111 F A X：0532-54-5136	
名古屋	障害福祉課（名古屋市中区三の丸 3 - 1 - 2） 電話：052-954-6292 F A X：052-954-6920	